

# 入札公告

次のとおり公募型企画競争入札に付します。

令和6年11月11日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構南海医療センター

院長 森本章生

## 1 競争入札に付する事項

- |              |                           |
|--------------|---------------------------|
| (1) 調達件名     | 売店、自動販売機の設置・運営事業          |
| (2) 調達案件の仕様等 | 入札説明書及び仕様書による             |
| (3) 契約期間     | 令和7年1月1日～令和11年12月31日      |
| (4) 納入場所     | 独立行政法人地域医療機能推進機構 南海医療センター |
| (5) 入札方法     | 公募型企画競争入札                 |

## 2 参加資格、選定基準及び評価基準

### (1) 企画書及び見積書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ①厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」において「A」・「B」又は「C」の等級に格付され、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- ②法人等を設立して5年以上経過しており、良好な運営実績が3年以上あること。
- ③旧運営委託法人と関連のある法人でないこと。
- ④法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ⑤不正及び不誠実な行爲がないこと。
- ⑥業務にあたり、食品衛生法、薬事法等の関係法令に基づく許認可等（届出を含む。）が必要な場合には、応募の時点においてそれらを保有する者であること又は営業開始までに確実に取得する見込みがあること。
- ⑦次のいずれにも該当しない者
  - ア.会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしている者。
  - イ.破産者で復権を得ない者。
  - ウ.暴力団員による不当な行爲の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者で更生されている者。
  - エ.風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営む者。
  - オ.無差別大量殺人行爲を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている者。
  - カ.国税、県税及び市町村民税の滞納がある者。

(2) 企画書及び見積書を特定するための評価基準

①企画書の提出者の能力

同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

②担当予定スタッフの能力

スタッフ数、当該業務に必要な資格及び業務経験、同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

③売店、自動販売機についての運営方針等

運営方針・運営方法の妥当性、職員配置計画の妥当性、当該運営に対する取組意欲

④運営者からの提案

企画の適格性、企画の創造性、企画の現実性

3 契約条項を示す場所

〒876-0857 大分県佐伯市常盤西町7番8号

独立行政法人地域医療機能推進機構 南海医療センター 総務企画課（経理） 契約係

電話 0972-22-0582

4 競争入札執行の場所及び日時

(1) 入札説明書（入札関係書類）の交付方法

令和6年11月12日（火）から令和6年12月11日（水）までに「機密保持に関する誓約書」と引き換えに上記3の場所にて交付する。（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く9時00分から17時00分まで）

(2) 競争参加資格確認申請書提出期間

令和6年11月12日（火）から令和6年12月12日（木）

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

(3) 見積書および企画提案書の提出場所、入札説明書及び資格審査申請書の交付場所

及び問い合わせ先 上記3に同じ。郵送・FAX・E-mail 不可

(4) 企画提案書のプレゼンテーションの日時及び場所

令和6年12月23日（月）10時30分 南海医療センター 3階 第一会議室

(5) 結果発表

令和6年12月24日（火）までに書面にて通知する。

5 その他必要な事項

(1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」

(2) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」

(3) 公募型企画競争入札者に要求される事項

この公募型企画競争に参加を希望する者は、上記4（2）の公募型企画競争入札参加資格審査申込書（入札関係書類）に基づく競争参加資格に関する証明書等及び企画提案書を、提出締切日までに提出すること。競争参加者は評価選定日の前日までにおいて、当該書類（入札前提出書類）に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。また、競争参加資格に関する証明書等は当機構において審査するものとし、採用しうると判断した証明書等（入札前

提出書類)を添付(提出)した見積書のみを落札対象とする。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した見積書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 「要」

(6) 契約の相手方の決定方法

①契約者の選定にあたっては、業務に対する企画書の内容をはじめ、業務実施体制、類似業務の実績、業務を全うする積極性等を総合的に勘案して判断する。

②評価項目ごとに提案者の点数付けを行い、評価項目の合計で最も高得点となった業者を選定する。

③評価項目及び評価基準は別紙のとおり

(7) 詳細は入札説明書による。

# 機密保持に関する誓約書

令和 年 月 日

独立行政法人地域医療機能推進機構

南海医療センター 院長 森本 章生 殿

住 所（所在地）

氏 名（法人名）

⑩

（代表者名）

電話番号：（ ） ー

\_\_\_\_\_（以下「当社」という。）は、独立行政法人地域医療機能推進機構南海医療センター「売店、自動販売機の設置・運営事業」に係る入札の検討（以下「本件目的」という。）を行なうにあたり、貴機構から当社に対して開示される機密情報（以下「機密情報」という。）の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

## （機密情報の定義）

第1条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- （1） 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- （2） 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- （3） 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- （4） 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- （5） 貴機構から書面により開示の承認を得た情報。

## （機密情報の取扱い期間）

第2条 本誓約書の有効期間は、貴機構が存続する期間継続するものとします。

## （表明及び保証）

第3条 貴機構が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証（明示か黙示を問わない。）を行なわないことを当社は了承します。

- 2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴機構に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

## （機密情報の取扱い）

第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

- 2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴機構の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

- (1) 顧問弁護士、会計監査人
- (2) 機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家
- (3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署
- (4) 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴機構又は貴機構の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(機密情報の返還)

第7条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴機構より請求を受けたときには、直ちに開示された本物件に関する一切の機密情報を、貴機構の指示に従い貴機構に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第8条 貴機構は、当社が本誓約書に違反したことにより貴機構が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第9条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

- 2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以上